

柳津町発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準  
(趣旨)

第1条 柳津町工事請負契約約款(平成9年4月1日告示第52号。)第10条第3項に基づく現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和措置(以下「緩和措置」という。)について以下に定める事項により運用するものとする。

(緩和措置の対象となる工事)

第2条 対象工事の工事箇所がいずれも柳津町内の工事であり、品質管理や安全管理に支障がない工事に限り、次の全ての要件を満たす工事である場合は、当該工事を含めて2件まで、現場代理人を兼務することができる。

- (1) 町が発注する工事であること。
- (2) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。
- (3) 工事現場の相互の間隔が10km程度以内の近接した工事であること。
- (4) 当該工事の契約金額が4,000万円未満(建築一式工事の場合は8,000万円未満)であり、かつ、町から受注している先行工事の契約金額が4,000万円未満(建築一式工事の場合は8,000万円未満)であること。

(緩和措置の対象としない工事)

第3条 緩和措置の対象としない工事は次に掲げる工事とする。

- (1) 町が入札公告又は入札通知書等において現場代理人を兼務することができない旨の規定をした工事
- (2) 緩和措置の申請時に、工事担当課が支障あると判断した工事(手続き)

第4条 現場代理人の兼務を希望する受注者は、契約締結時に、当該工事担当課へ「現場代理人兼務届出」を提出するものとする。

(現場代理人が複数現場を兼務した場合の条件等)

第5条 緩和措置に係る申請の承認に当たって付す条件は次に掲げるものとする。

- (1) 届出書が提出された各工事現場において、受注者は次の事項を履行すること。なお、履行されていないことが確認された場合には、緩和措置を取り消すものとする。

ア 現場代理人は、常に監督員と連絡がとれる体制を確保すること。

イ 現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に駐在することと

し、工事現場の運営及び取り締まりを徹底すること。

ウ 現場代理人が工事現場を離れるときは、必要に応じて連絡員を配置するなど、現場の安全管理の徹底を図るとともに、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと。ただし、緩和措置の承認を受けた工事の施工にあたっては、次の場合に限り上記のア、イ、ウの義務事項を除外する。

ア) 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合

イ) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合

ウ) 片方の工事が中止または休止となっている場合

エ 現場代理人は、1日1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理にあたること。

オ 現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

(2) 緩和措置対象工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は、直ちに当該緩和措置を取り消すものとする。

(3) 受注者が発注者から緩和措置を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合は、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

#### 附則

1 この運用基準は、公布の日から施行する。

2 この運用基準の実施前に契約した工事についても、先行工事として対象とすることができる。